

原子力発電所の安全対策をはじめとする 地震・津波等への安全対策について

【担当省庁】内閣府、経済産業省、国土交通省、文部科学省、
厚生労働省、原子力規制庁、気象庁

- 1 原子力発電所の再稼働に係る国及び地方公共団体の権限や責任、同意を求める地方公共団体の範囲、具体的な手続き等を定めた法律を制定するとともに、規制基準が担保する安全レベルを明確に示していただきたい。
- 2 避難時の防護措置の判断に S P E E D I による予測を活用しない理由を明らかにした上で、何らかの予測的手法の活用による避難方法の仕組みを構築していただきたい。
- 3 「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」により避難行動要支援者を搬送する特殊車両の配備や道路のインフラ整備の予算を確保するとともに、広域避難におけるバス等の運転要員の確保、スムーズな避難のための府県間調整などをしていただきたい。
- 4 科学的調査による日本海側の地震・津波発生モデルを早期に構築するとともに、津波観測機器の整備など、日本海側の観測態勢を強化していただきたい。

< 内閣府の概算要求 >

- ・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 257 億円（27 年度予算額 122 億円）

< 文部科学省の概算要求 >

- ・地震・津波等の調査研究の推進 41 億円（27 年度予算額 37 億円）

地震・津波の切迫性が高い地域や調査が不十分な地域において、地方公共団体の防災計画等の策定支援や、被害の軽減を図るため、重点的な地震防災研究や防災力向上のための研究を実施

【現状・課題等】

- 1 原子力発電所の再稼働において同意を求める地方公共団体の範囲等については、法律の根拠がない。

関西電力株式会社高浜発電所の再稼働の手続きが進む中、京都府は、3月17日、経済産業大臣等に対して、同意を求める地方公共団体の範囲や再稼働に係る手続き等について法的枠組みの整備を求める申し入れを実施

- 2 本年 4 月の原子力災害対策指針の改定で、避難等の防護措置の判断は、S P E E D I による予測を活用せず、緊急時モニタリングの実測値により行うこととされたが、この方法では住民の被ばくが前提となることから、事故時の適切な防護措置の判断には、S P E E D I 等の予測的手法が必要
- 3 京都府外の原子力災害時における広域避難先については、平成 26 年 3 月の関西広域連合「広域避難ガイドライン」で、府内の広域避難先については平成 27 年 2 月策定の「原子力災害に係る広域避難要領」で避難所レベルの避難先を確保しているが、移送手段については府バス協会所属のバスだけでは不足している。
また、避難行動要支援者を移送する特殊な車両（ストレッチャー仕様の車両、医療装置付き車両）については、特に不足している。
- 4 平成 26 年 8 月に、国土交通省から、既存の知見に基づいた日本海沿岸市町村の最大津波高（断層モデル）が示されたところであるが、正確な浸水想定と被害想定には、現在、日本海側で実施されている科学的調査を早期に実施・完了し、この調査結果を踏まえた断層モデルの速やかな提示が必要である。

【京都府の担当課】

府民生活部防災・原子力安全課	075-414-5610
健康福祉部健康福祉総務課	075-414-4545
介護・地域福祉課	075-414-4566
医療課	075-414-4740